

告示

埼玉県告示第二百四十八号

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規程（平成六年埼玉県告示第千八百号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「（平成十七年十月一日施行）」を「（平成二十九年九月一日施行）」に改める。

第三条第二項中「第五号から第七号まで」を「第六号から第八号まで」に改める。

第四条第五項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 知事が別に定める税を滞納している者

第四条第七項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条第八項前段中「受ける」を「受け、資格者名簿に登録される」に改める。

第五条第四項中「第四号」を「第五号」に改める。

第六条第一項中「次の表に掲げる」を「、知事が別に定める」に改め、同項の表を削り、同条第四項中「次の表に掲げる」を「、知事が別に定める」に改め、同項の表を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十三条第一項中「相続、合併、分割又は事業譲渡により、」を「合併その他の事由により」に、「当該営業」を「当該事業」に、「継承」を「承継」に改め、「ときは、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（様式第十六条）」を削り、同条第二項中「者は、」の下に「知事が別に定める」を加え、「（様式第十六号）」を削る。

第十五条第一項の表に注として次のように加える。

注 発注標準額は、消費税額及び地方消費税額を含めた額である。

第十六条第四項中「委任状（様式第十号）」を「知事が別に定める委任状」に改める。

様式第一号から様式第十六号までを削る。

附則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。